

## ヤングケアラー支援に関する推進委員会 議事要旨

- 1 日 時 令和6年3月8日(金) 13:30~15:30
- 2 場 所 兵庫県中央労働センター201号室
- 3 出席者 「出席者名簿」のとおり

### 4 主な内容

#### (1) 座長の選出等について

委員の互選により、濱島委員を座長に選出。

推進委員会の会議の公開・非公開及び会議資料の扱いは、次のとおり決定。

推進委員会では、個人に関する情報について取り扱うことになるため、会議は非公開。会議資料及び議事概要については、個人に関する情報や発言委員の名前をマスキングした上で、兵庫県のホームページにて公開。

#### (2) ヤングケアラー支援の取組み状況について

「資料2、3、4」に基づき、事務局が説明

県のヤングケアラー支援事業を受託している社会福祉士会より補足

配食支援モデル事業について、相談窓口に「今しんどいんです」と電話をかけるよりも、お弁当がほしいという電話の方がかけやすい。支援のきっかけになりやすいという意味で非常に有効であると考えている。

支援者からの配食支援を頼みたいという電話も多いが、支援者の間にもヤングケアラーとは何かというのがよく浸透しておらず、実際に話を聞くと、ケアをしている状況ではなく生活困窮のご家庭で、配食をお断りしたケースもある。支援者の方々もヤングケアラーというのをきちんと理解していない、できてない方もいらっしゃるのかなと思う。相談を受けながら私達もそれをお伝えしていかなければならないと思っている。

配食期間について、延長することもあるが、ただ単純にお弁当を支給する事業ではないので、支援者から延長希望があった場合は、この配食を利用することによって、今後その家庭にどのように支援をしていこうと計画しているのか、必ず具体的に教えてもらうようにしている。3か月で簡単に問題解決するようなご家庭はほとんどないので、もし2回目を使うのであれば効果的に使ってもらわないともったいないという思いがある。

#### (3) 主な意見等(各委員より)

##### **【委員】**

相談窓口の相談件数が月平均34件で、月20日稼働していたら1日1.5件程ということになるが、市町で相談事業をやっていると1日にかかってくる電話件数はもっと多いし、当会の電話相談窓口にも1日3、4件程はかかってくる。これが多いか少ないかというのと、何を基準に判断するのか難しいと思うが、正直、もっと相談件数があるのかなという印象を持っていたので、その辺をどういうふうと考えておられるのかお聞きしたい。

##### **【事務局】**

相談件数は事業開始時からみると伸びてきており、周知の結果だと考えているが、委員がおっしゃるように他の相談窓口等と比べて件数が少ないのは、ヤングケアラーの認知度がまだまだ低いということが1つの要因であると考えられるため、今後も周知啓発に努めてまいりたい。

### 【委員】

相談件数として数えられるのは1件でも、様々な社会資源に連絡調整をしたり、支援者から相談が来た場合はご本人に対する説明が必要であったりする。

### 【社会福祉士会】

確かにまだ周知が足りないとは感じるが、県の窓口の場合は間接支援で、直接相談場所に出向いて話をしていくという立場ではなく、支援者から相談を受けて支援の提案等を行い、支援者の方が実践し、また1、2か月後に電話がかかってくるという形で、長スパンになるケースも多い。配食支援事業についても、まず相談してくれた支援者の方に利用条件をお伝えし、それを聞いた支援者が当事者の方々に説明して理解してもらい、了承を得るまでに2、3か月かかったりする。ヤングケアラーという言葉に抵抗があるご家族もいらっしゃる中、支援者の方々が一番介入に苦労されるので、相談をくれた支援者には後から状況確認を行うなど、件数は増えていないながらも1件ずつ丁寧に対応している。

### 【座長】

委員の質問の意図としては相談件数が足りないという意味ではなく、もっと潜在的にはケアラーがおり、社会福祉士会さんもお苦労なさっている中で、それを踏まえてもっと増えていくには何かやり方がないだろうかということだったかと思う。事務局の方から周知啓発を図っていくと説明があったが、来年度からキャラバン研修として市町を回るということで、とても大事な取組かと思う。このキャラバン研修について少し詳しく伺いたい。

### 【事務局】

現在のところ、県下5から7か所ぐらい回って、各市町の取組み状況を確認しながら、それを踏まえてマニュアルを作成し、その後、マニュアルの使い方や体制構築についてのポイントについて研修するといったような形で実施したいと考えている。

### 【座長】

私も大阪のNPO法人でヤングケアラーの相談窓口を開設しているが、そこに行くとなんかしてもらえるのか、どういう変化が起こりうるのかなど、まず相談窓口について知ってもらうまでにとっても時間がかかった。学校に知っていただけると相談が来るようになってきたので、時間はかかるが地域を耕す努力を続けていただければよいかと思う。

### 【委員】

本市の窓口は県の1年前にできているが、私の個人的な感想ではあるが、同じくまだまだ相談件数は少ないと思っている。国の調査で、各年代でヤングケアラーが4～6%と推計されていることからすると、全然足りないと思っている。

ただ、全てのケアラーが行政機関窓口につながる必要があるのかということ、どうなんだろうかと最近考えている。お手伝いとケアラーのグレーゾーンにいる子どもたち、家族で頑張ってる様々な形態がある中に行政の窓口が関与する、市町の窓口が関与すべきケースというのはどういうものかと考えると、やはり多問題を抱えている家族への支援が一番必要ではないかと思う。

これは関係機関同士の調整も必要だろうから、経済的な支援や、介護・障害等のサービスを使っていないところがあり、その調整が結構な時間がかかるということがあるので、

問題の質を見ていかないといけないと最近思っている。

【座長】

ヤングケアラーの中で全てのケースが相談を必要としてるわけではないと思う。ただ、もう少しいるだろうと思うと同時に、いま委員がおっしゃったように複合的な課題を抱えているケースの場合、特に相談を必要としているのではと思うが、県の窓口は間接支援なので、関係機関との調整等、やり取りが必要な場合は、相談をしてきた支援者の方が自分で調整しないとイケない体制なのか。それとも県の相談窓口で調整なども担っているのか。

【社会福祉士会】

事業所や学校等、関係機関との電話による連絡調整については、必要であれば相談窓口の方でも行っている。

【委員】

配食支援について、来年度も引き続き3か月を基準として実施するということが、3か月という基準にした理由は何か。恐らく、延々とお弁当を配り続けるのではなく、最初の3か月ぐらいの間に何かしらの体制を整えて、お弁当を配らなくても他のシステムを使えるようになるというのが本来の趣旨なのかと思うが、そういったことが実際に可能な仕組みが存在するのか。また、おそらく3か月で問題が解決するものは少ないと思われるが、配食事業の利用期間は3か月が最も多いということで、終了後どうされているのかお伺いしたい。

【委員】

只今の委員の質問について、県の配食事業の半分を本市が占めているので発言したい。配食事業が始まる以前は、関係機関から相談があっても、我々窓口が介入しようとする当事者家族から結構ですといわれてしまうことも多く、その場合学校の先生を通じて、また行政機関を通じて、こういった支援につなげてもらえますかと間接的にアプローチしていくしかなかった。当時は、相談件数のうち、我々が直接介入できる割合は30数%しかなかった。ところが配食支援モデル事業が始まって以降、直近で見ると半分は介入できている。それらのケースで全て配食を利用したわけではないが、やはり配食支援があることによって、窓口の話を聞きましょう、というきっかけができる。そこから、我々が色々な悩みを親から聞き、家族支援という形で介入し、ケアラーの負担軽減を図るという流れができており、非常に効果的だと感じる。その後の支援は、例えば地域で配食支援をしているボランティアに繋ぐとか、いろんな食の支援に繋げていくこともあるし、経済的な負担がもしあれば、生活保護等につなぐと。

食支援ではなくきっかけ作りという考え方で、3か月というスパンで実施しているのだと認識しており、その介入の方法で非常に効果があったと思う。

なお、3か月という期間については、支援対象者に初回のアプローチをかけて、期間を空けて再訪問し、次のステップはどうするか、という話をする。その再訪問や次のアプローチが大体1か月後になるので、3か月というスパンは適切かと思う。

【座長】

県の配食事業のアンケート調査で、3か月という期間が適切なかどうか、質問項目を入れる等して検証していただいてもいいのかなと感じた。

また、配食支援の後、福祉サービスに繋いでいくというのがこの事業の醍醐味だと思うが、資料4の3ページ目のアンケート調査結果を見ると、「福祉サービス利用に繋がった」は25.6%であり、もう少し欲しいという気もする。福祉サービスが必要なかったから繋がらなかったのであればいいが、そこがどうなのか少し気になっている。3か月後の繋がりがどれだけスムーズにいつているのか、今の状態でいいのか、それとも何か改善が必要なのかということところを、今後検証できるようにしていただけたらと思う。

#### 【委員】

先日、他市の子ども施策関係部署の職員からヤングケアラーに関する問い合わせがあったが、配食支援事業のことをご存知なく、まだ担当課しか知らないのかなと感じた。どうしても18歳以上、30代前後など、どこまでをどの課が網羅できているのかというのは、市の立場で振り返ってみると、課題が残っていると思う。

#### 【事務局】

配食支援事業の広報については、地域福祉課で行う研修で周知したり、関係機関の窓口や研修を通じてチラシを配布したりと広報には努めているが、更に周知を進めていく必要があると思う。

#### 【委員】

相談件数については、基本的には小中高生は身近な人に相談したいと思っているので、これくらいが普通だろうと思う。

県や市のヤングケアラー支援窓口に期待したいのは、要対協の対象から外れてしまった後のモニタリング。高校卒業後、就職したけど続くだろうかとか、あるいは就職が決まらずに社会に出るしかないという状態で、1人で困ってしまうことがある。何歳まで支援すると決めるのは難しいが、ある程度落ち着くまで、市町等によるモニタリングが年に何回かあって、今どうなってる？と聞いていただけるとありがたい。現場は忙しいので忘れてしまうこともあるし、うまくやっているだろうと思ったら実は困っているということもある。SNSを利用してでもいいので、危機管理、例えば死にたいみたいなときにLINEで拾えとか、そういうことをしていただけると嬉しい。その地域の社会資源を一番知っているのは自治体なので、18歳以降の支援をぜひお願いしたい。

また、ケアラーは家事や介護を日常的にしているとは限らない。家族に精神疾患があって、調子が悪くなったときに子どもが対応していたり、日常的にずっと気にかけているとか、プレッシャーを感じていたりということも含めてケアラーだと思う。そういう子も含め、落ち着いたエリアの小学校でもクラスに2~3人は見受けられる。それが全て相談件数になるかということ違うと思う。

#### 【座長】

県の相談窓口では18歳以上の若者ケアラーもカバーしていくというのが特徴の1つだと思うが、このモニタリングのような取組みは既にあるのか。

#### 【社会福祉士会】

モニタリングというわけではないが、若者ケアラーはLINE相談で長期的に関わることが多い。今はケアをしていないが元ケアラーであったり、本人に少し発達特性があって生きづらさを抱えていたり、問題が少し複雑になっており、それを市町のどこの相談窓口

に伝えるかということ、なかなか適切どころがない。本人に窓口はここかなと提案しても拒否されたりして、どこにも繋がらず、LINEで細々と連絡を取っている方が何人かいる。これはヤングケアラーより大きい問題だと感じている。

#### 【座長】

資料3の相談窓口の状況を見ても、大学生からの相談が少ないのが気になっている。その理由として、小中高であれば、学校の先生が気付いて相談窓口で相談してくれることもあるが、大学はそこまで動かないのでそのままになってしまうということがあるのかなと感じる。

イギリスでは大学の中にヤングケアラーのための相談窓口を作るなど、大学がサポートする体制を整えている。若者ケアラーの支援に関して大学の協力を求めていくことは県にもできるのではないかと思うので、また検討いただけたら。

#### 【委員】

担当しているケースで、高齢の女性だが、いつ訪問しても息子さんが家において、介護をしているんだろうなというご家庭がある。その方はもう子どもではないので、「腰痛くなってない?」「寒くなってきてるけど買い物はどうしてる?」等と声をかけるしかできない。

介護支援専門員は高齢者に関わるので、お孫さんがヤングケアラー又は若者ケアラーというケースもあり、ケアラー支援に関する知識を持っていることが重要だと思う。介護報酬改定で、ヤングケアラー研修の受講等が特定事業所加算の算定要件にもなっている。ただ、県で開催されたヤングケアラー支援研修に参加したが、介護支援専門員の参加が非常に少なかった。やはり当事者の周りには支援者の1人だと思っているので、介護支援専門員にもさらに周知してほしい。ヤングケアラーに対して直接的な支援はできないが、周りには支援者の1人として、知識を底上げするということが大事。政策の中に取り入れられなくても、地域での協働を県として後押ししていただけるようなことがあればいいと思う。

以前、スクールソーシャルワーカーの方から、忘れ物が多くて気になっている児童がいる、おばあちゃんの世話をしているかもしれない、とのお電話をいただいて、一緒にケース会議を行うことがあった。そういった形で、現場で連携する動きもあるので、そこを県として後押ししてもらえると、自分たちがしていることが認められている感じがして、支援者としてもやりがいができたりする。どうしても介護支援専門員は高齢者に目が向くので、ヤングケアラーの方には気が回らないこともあるが、目を向けていくことに価値があると県の方から言っていたありがたい。

#### 【座長】

介護報酬の方で加算がつくようになったというのは、介護業界にヤングケアラーを浸透させるチャンスかなと私も感じているところ。ぜひ県でも介護業界へのプッシュをこのタイミングで強めにいただけたら。研修参加も大事だが、介護業界の方がヤングケアラーに対して何ができるかを具体的に提示するというのも重要だと思っている。例えば介護の方法がわからないとか、おばあちゃんが認知症になったんだけど、認知症って何?これから何が起こるの?という不安を抱えているとか、それは介護業界の方だからこそ教えられることでもあると思う。こうしてもらえるといいというようなヒント集のようなものを提示できるといいのかなと。

ケアマネージャーがケアラーに気づいたときに、自治体の相談窓口以外にどのような民間の支援団体があるかというのを、そのケアマネさんに情報提供していくのも大事だと思う。いろいろなプッシュの仕方があると思うので、またご検討いただけたら。

#### 【委員】

学校においては、子どもたちに一番身近に接している大人である教員がその変化に気づけるかどうか大事だと思っている。ヤングケアラーに限らず、不登校の問題やいじめの問題においても、子どもたちの些細な変化を見逃さない、そういう資質を持っておくということが教職員にとっては必須条件であると考えている。それは担当の教員だけでなく、初任者研修等、悉皆研修でもってしっかりと培っていく必要がある。

ただ、1人の教員の力には限界があり、やはり学校全体として、チームとして複数の目で子どもたちを見守っていくということが必要。相談機関についてももちろん周知を図っており、先生方もだいぶご理解を深めておられるところだと思うが、ただ相談機関の方に繋いで終わりというのではなく、学校には続けて来ているのだから、その子どもをどういうふうに学校として支援し続けていくのかということが大事。繋げた後の対応についても、チームで取り組んでいかなければならない。

それから、まず変化に気づくということが一番大事だが、なかなか変化が見えない、前からそうだった、という場合もある。そういった場合に、これから大事にしていけないといけないのは、援助希求的態度の育成。子どもたちが困ったときにSOSを出せる、そういった力をつけていくということが求められてくるのではないかと。困ったときに、どこの誰にどういうふうに相談したらいいのかということ、学校の教育活動の中でしっかり教えていくことも必要となってくるのではないかと考えている。

#### 【座長】

学校の先生方は研修会にもよく参加してくださって、かなりヤングケアラーに関する認識が広がっているのではないかとと思う。

ヤングケアラー自身が自分の状況に気づいて、SOSを出せる力を身につけていくというお話もあったが、イギリスではそれを目的としたプログラムも導入されているので、そういったものを兵庫県の中でも活用していくということも考えられる。

ところで、相談窓口についての情報は学校でも広まってきていると思うが、配食支援はどうか。

#### 【委員】

去年からチラシを担当者会などで配布して、先生方には周知している。それが子どもたちまで降りているかどうかは学校の課題だが、子どもたち自身が、自分が困っているということに気づくことが、援助希求に繋がっていくと思うので、学校の先生に留まらず、子どもたちにもヤングケアラーの知識について教えていく必要がある。そして、こういう窓口がある、こういう支援があるということも周知していくことが重要だと改めて感じた。

#### 【委員】

先ほど要対協から外れた後のフォローアップをどうしていくかというお話があったが、私は児童養護施設の自立支援にも少し関わっており、そこではいわゆるケアリーバーの人たちに対するアフターケアをどうしていくのかを考えている。もちろん施設の職員さんがフォローアップしていくのだが、施設の外、地域で支援してくれるところとネットワーク

を形成するということをすごく重要視している。例えば軽度の障害をお持ちの方の場合だったら、高校卒業後に就職、又はグループホームで生活するということになると、地域の障害者相談支援センターの方々とネットワークがすごく重要になるし、就職をサポートしてくれるところとのネットワークも必要になってくる。

児童養護施設にいる子どもには、施設の職員さんたちがそういったアフターケアをしてくれるという面があるが、一方で自宅にいる子の場合、18歳になって支援が終わりました、その後どうするかとなった時、より難しい状況に置かれてしまう。施設の方々が作ろうとしているネットワークが、自宅にいらっしゃる方々にも必要で、それをどういうふうに作っていくかが課題になると思う。

#### 【座長】

年齢で区切られることなく、その子が生活を送っていく、人生を歩んでいくための環境整備ということも含めて支援していく必要がある。それは相談窓口の役割かもしれないし、スクールソーシャルワーカーの方がそこまで考えておられる場合もあると思う。来年度、県でマニュアル作成をするという話があったが、その中に、先程委員がおっしゃったような、学校の手から離れた後もちゃんと人生を歩めるようにネットワーク形成という支援のあり方を考えていく、という点も盛り込んでいただければと思う。

#### 【委員】

スクールソーシャルワーカーをいかに活用するかということも大事。学校の先生は自分の仕事が山積みで、気づいてもどこまでどうしたらいいのか、という状況があると思うので、スクールソーシャルワーカーの活用のしかたをもっと先生方が知るとよいと思う。スクールソーシャルワーカーという制度ができてからもう何年も経っているが、今も「スクールソーシャルワーカーとは」という研修を実施しているという話も聞く。スクールソーシャルワーカーをどう活用するかによって、ヤングケアラー支援というものも変わってくるのではないかなと思う。

#### 【委員】

スクールソーシャルワーカーの活用については、学校で先生方が生徒の変化にまず気づき、それを必ずスクールソーシャルワーカーに繋ぐという流れを作っているはずだが、そこまで徹底できていないのであれば残念。管理職は当然わかっていると思うが、毎年新しい先生も入ってくるので、研修は毎年実施する必要があると思う。

今現在、各市町が中学校区に必ず1人はスクールソーシャルワーカーを配置しており、県もそれに対して補助をしている。それに加え、県下6か所の教育事務所に問題解決サポートチームの一員としてスクールソーシャルワーカーを入れている。また、県立高校では、学校近くの教育事務所のスクールソーシャルワーカーに相談するといったことも徹底して行っている。配置はしっかりできていると思うので、活用について徹底して周知していきたい。

#### 【座長】

スクールソーシャルワーカーの充実や、スクールソーシャルワーカーに繋ぐことでヤングケアラー支援に繋ぐという流れがスムーズに機能しているのか、また、どういうふうにしていけばより機能していくのかということも、今後、検証を進めていただけたらと思う。

### 【委員】

地域包括支援センターや障害者の基幹相談支援センターが各市町に設置されているが、まだまだ基幹センターでヤングケアラーに対する取組みが十分されてないと感じる。もう少し基幹相談支援センターを中心にケアラー支援の体制を作ってくれるといいと思う。

### 【座長】

先ほど、学校を拠点としたヤングケアラー支援のお話があったが、障害領域と介護領域、それから医療系がまだ弱いと感じるので、今後はそういったところへの周知啓発を図っていくことも必要になると思う。

### 【委員】

配食支援事業について、昨年9月に開催されたフォーラムを拝聴し、事業を利用した以降のことをきちんと考えて利用することが大事なんだと分かった。参加されていた市町の行政職員の方は同様にそのことを理解されたと思うが、参加していなかった自治体の方は、もしかしたらまだそのあたりの理解が不十分で、先ほど社会福祉士会から報告があった、単純に延長すればいいと思ってしまって、困窮者支援とあまり区別していないというようなことが起こってしまうのかなと感じた。

県内の市町社会福祉協議会で配食事業を実施しているところもあるが、やはり無料ではできないので、いろいろ財源に苦慮して、できるだけ安価で配布している。他の社会福祉法人でもそういう配食事業サービスを実施しているところもある。また、困窮者支援の分野では、フードドライブを実施している団体が各地にあるし、フードバンク関西さんを始めとしたNPO法人でも配食支援を行っている。そういった困窮者支援の情報もまとめながら、ヤングケアラー支援の情報と並べて、どちらを使いますか、と提示することができればよいと思う。そういう情報がまとまっていると、行政や専門職の方がどう使うかを正しく考えやすい。

ところで、市町社会福祉協議会においては、学校や地域の方を対象として福祉学習を実施している。先ほど委員が援助希求的態度ということをおっしゃったが、地域福祉や防災の分野では、よく受援力という言葉が使われる。そういったことを福祉学習の中で、我々それぞれが持っている権利のことや、SOSを出していいんだということも含めて、子どもたちにアプローチしていくことができると感じた。

### 【委員】

家庭訪問で色々な家庭を見る中で、ヤングケアラーの問題だけではなく、色々な問題を抱えていて、相談に繋がらないご家庭にどう支援を届けるかとなった時に、配食というのは相談に繋がる1つの機会になると感じている。

ある家庭では、母子家庭でお母さんは精神疾患があって、中学生の息子さんがいらっしやあって、どこの支援にも繋がっていなかった。その家庭に配食支援を案内するときに、県の配食支援事業とフードバンクの支援とどちらにしようかと。レトルトは便利だが、お弁当も栄養バランスが考えられていて良いだろうか等と考えたが、まず扉を開けてもらえないので、お弁当を手渡しすることは難しかった。

こういう時に、複数の選択肢があって、事情によって選んでいくことができると、支援が少しでも色々なところに繋がりとやすくなると思う。ヤングケアラーだけでなくネグレクトなど、様々な問題を抱えている家族に対する支援の第一歩が、こういったところから繋がっ



ていくのだと感じる。

#### 【委員】

本市の場合、市長部局と教育委員会が連携しているので、市立の小中高の生徒については連携して支援している。他方で県立高校から相談をいただくこともある。特に最近は配食支援が周知されているようで、学校から、配食を必要としている、ヤングケアラーかもしれない子どもがいるという相談が何件か来ている。本市と県立高校の先生方とがそういう形で連携しているところもあるので、ご報告させていただく。

また、先ほどから話に出ている若者ケアラーへの支援、要対協から外れた子どもたちのことも含めてどうするのかという問題がある。県では「ヤングケアラー・若者ケアラー支援」としているが、各市町で若者ケアラー窓口と言っても、経済的な問題を抱えている家庭だったら生活困窮者支援の部署で相談を受けるが、そうでなければどこで受けるのか、となりがちなところが課題だろうと思っている。本市ではそういった案件に関して、相談支援課が全て調整しているが、各市町では、18歳未満のヤングケアラー窓口はあるけれど、若者ケアラーはうちの所管かなと戸惑っているところが多いのではないかと感じる。それをどう仕切っていくかが課題。

あわせて、国の方で進められている子ども・若者育成支援推進法の一部改正について、都道府県の計画策定や、若者ケアラー向けの支援を各市町も含めてどうしていくのかということに注目している。

#### 【事務局】

子ども・若者育成支援推進法について改正が進められているが、元々、県ではこの法律に基づき子ども・若者支援地域協議会を立ち上げており、今後若者ケアラーの支援を進めていくにあたり、そことの連携が1つの鍵になると考えている。

また、子ども・若者の分野に取り組んでいるユースケアネット会議というものもあり、そことも連携を進めていきたいと思っている。

#### 【座長】

若者ケアラーの支援については、キャリア支援も重要になってくる。アンケートの中でも、大学進学を諦めなければいけないと考えたとか、就職の難しさという意見が出てきているので、キャリア支援についても徐々に考えていただけたらいいかと思う。

### (5) ヤングケアラー支援に関する関係部局の取組みについて

「資料6、7」に基づき、事務局が説明

### (6) 主な意見等（各委員より）

#### 【委員】

スクールソーシャルワーカーの活用について、ここで話す議題ではないかもしれないが、名目上の数として配置されていても、スクールソーシャルワーカーとしてきちんと動ける専門職の人がどれだけいるのかという問題がまだまだ残っているのが実情。資料6の35番にも記載があるように、スクールソーシャルワーカーの資格要件として、社会福祉士・精神保健福祉士の資格を有する者又は専門的な知識・技術を有する者とされており、「又は」が付いている。このため、市町では資格を持っていない方も結構いらっしゃる。専門職をたくさん雇用している市もあるが、そうでない自治体も多くあり、スクールソーシャ

ルワーカーがスクールソーシャルワーカーとして機能していない、学校がスクールソーシャルワーカーを理解していないというところもまだまだある。

先日スクールソーシャルワーカー連絡協議会があり、スクールソーシャルワーカーとどう戦略的に協働していくかというテーマで、市町のスクールソーシャルワーカーの方と話す機会があった。その中で、各中学校区に1人配置といっても、1人の方が週1日で中学校区を担当することもあり、そうするとかなりできることが限られるという話があった。様々なケースに対応しなければならない中で、ヤングケアラーへの支援をどうしていくのか、かなり戦略的に考える必要があると思う。

#### 【座長】

資料にはスクールソーシャルワーカーだけでなく、日常生活自立支援事業や不登校支援など、関連施策として様々な事業が挙げられているが、それぞれにヤングケアラー支援という視点がどれだけ入っているのかも重要になってくる。おそらく現状では、日常生活支援事業や成年後見制度の分野の方々にも、ヤングケアラーは私達には関係ありませんという意識の方も多いのではないかと思う。それぞれの事業でヤングケアラー支援の意識を持っていただくということまで検討していただきたい。

#### 【委員】

令和6年度から孤独・孤立対策推進法が施行されるにあたり、それぞれの自治体での取り組みが求められていくこととなるが、そのあたりはどういった影響があるかなど、考えておられることがあれば教えてほしい。

#### 【事務局】

孤独・孤立対策推進法では、各都道府県に孤独・孤立のための連携組織を設けることになっている。県では来年度からの設置は難しい状況だが、設置に向け、関係課や学識者の方をメンバーとした庁内連絡会議を立ち上げて、令和7年度以降の連携組織の設置に向けて検討を始めていきたいと考えている。

#### 【委員】

資料にも子どもの学習・生活支援ということが書かれているが、九州でスチューデント・サポート・フェイスという団体が、家庭教師のような形で人を派遣する事業を実施しており、非常に効果があると聞いている。先ほど、色々な支援のバリエーションがあって、家庭の事情によって選べるといいというお話もあったが、学習に関してはおうちの方も気にされるし、子どもにも直接助けになるので、家庭教師によるアウトリーチという形で学習支援を実施していただくと、かなり活用できるのではないかと思う。そのときにヤングケアラーというのは前面には出さず、ただ支援者はそのことを重々承知した上で繋いで、そこをきっかけに家族の方に必要なサポートや資源に繋げていくことができればいいと思う。

#### 【座長】

資料にはヤングケアラー支援に関連する様々な事業が挙げられているが、何がどう繋がるのかよくわからないところもある。そこで、例えばヤングケアラーに気づいてもらうためにこの事業があり、支援にあたってはこの事業をこう活用してもらおうとか、他にも、有機的な連携が生まれるようにこういった組織体を作るとか、こういうフローチャートを想

定してるとか、何かそういうものがあると、ヤングケアラー支援がどう具体的に動いていくかがわかりやすく、支援者側にも市民側にも伝わりやすいと思う。

**【社会福祉士会】**

色々な支援を選びやすいようにフローチャートや表にまとめることは大事だと思う。我々も各市町で相談を受けているので、それぞれの自治体でどういう施策があるのか全ては網羅できず、調べても不足している部分もあるだろうし、そういったものが分かりやすくなっていると嬉しい。

また、配食支援はいい事業だと思うが、先ほどお話があったような学習支援や、神戸市さんが実施しているヘルパー派遣など、相談者の事情や希望によって適切な支援に繋ぐことができれば、すごくその人の力になると思っている。

**【委員】**

資料5「令和5年度ヤングケアラー支援施策の実施状況」について、例えばスクールソーシャルワーカーがこういうものを持っていると、こちらの市はこの事業を実施しているのかどうか等、確認しやすいだろうと思う。こういうまとまったものをそれぞれが準備するのはなかなか大変で、それこそ各自治体で週1回しか仕事していないという状況では、各市町の情報を全部整理して、ヤングケアラー用はこれ、他はこれ、という形でまとめるのは、できる人はしているかもしれないが、できてない方の方が多いと思うので、ぜひ教育委員会の方でも共有して、市町に流していただけたらと思う。これは県の施策の概要なので、各市町でうちの市はどれに当たるのか等と考えてもらわないといけないが、これだけあるのだということを確認してもらえる材料になるかと思う。

**【委員】**

今の意見に関して、来年度のキャラバン研修で各市町を回ってマニュアルを作成することだったので、マニュアルの参考資料などで施策をまとめていただくと活用できるかなと思う。

以上